○文部科学省令第十五号

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十二条第二項の規定に基づき、科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令

科学技術・学術政策研究所組織規則（昭和六十三年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（科学技術・学術政策研究所に置く課等） **第四条**　科学技術・学術政策研究所に、総務課、企画課、データ解析政策研究室、科学技術予測・政策基盤調査研究センター並びに文部科学大臣の承認を受けて所長が定める研究グループ二及び調査研究グループ二を置く。 （データ解析政策研究室の所掌事務） **第七条**　データ解析政策研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　科学技術に関する基本的な政策に関する基本的な事項の調査及び研究のうち科学技術に関するデータの解析に係るものに関すること。 二　学術の振興に関する基本的な政策に関する基本的な事項の調査及び研究のうち学術の振興に関するデータの解析に係るものに関すること。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ （科学技術予測・政策基盤調査研究センターの所掌事務） **第八条**　科学技術予測・政策基盤調査研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　［略］ 三　科学技術に関する基本的な政策に関する基本的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること（データ解析政策研究室の所掌に属するものを除く。）。 四　学術の振興に関する基本的な政策に関する基本的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること（データ解析政策研究室の所掌に属するものを除く。）。 五　資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。 六　科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。 七　学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。 八　資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。	（科学技術・学術政策研究所に置く課等） **第四条**　科学技術・学術政策研究所に、総務課、企画課、科学技術・学術基盤調査研究室、科学技術予測センター並びに文部科学大臣の承認を受けて所長が定める研究グループ二及び調査研究グループ二を置く。 （科学技術・学術基盤調査研究室の所掌事務） **第七条**　科学技術・学術基盤調査研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　科学技術に関する基本的な政策に関する基本的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。 二　学術の振興に関する基本的な政策に関する基本的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。 三　資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。 四　科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。 五　学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。 六　資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。 （科学技術予測センターの所掌事務） **第八条**　科学技術予測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］